

ホームヘルプサービスセンター南風園 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清徳会が開設する指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所、ホームヘルプサービスセンター南風園（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービス（以下ホームヘルプサービス）を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ホームヘルプサービスセンター南風園
- (2) 所在地 岐阜県高山市千島町 1257 番地の 2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 2 管理者 1名（常勤、兼務・特別養護老人ホーム南風園施設長）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、従業者がこの章の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 3 サービス提供責任者
2級課程以上修了者で実務経験3年以上の者、もしくは介護福祉士のいずれか1名
サービス提供責任者は、訪問介護員等に対する技術指導、ホームヘルプサービス計画の作成等を行うとともに、自らもホームヘルプサービスの提供に当たるものとする。
- 4 訪問介護員 6名
介護福祉士・1級課程修了者1名、介護福祉士1名（常勤）
2級課程修了者4名（非常勤）
訪問介護員は、ホームヘルプサービスの提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 2 営業日 毎年4月1日～翌年3月31日迄とする。
- 3 営業時間 6:00～22:00迄とする。

(ホームヘルプサービスの内容及び利用料等)

第6条 ホームヘルプサービスの内容は次のとおりとし、ホームヘルプサービスを提供

した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 介護給付訪問介護 (円/回)

区 分	身体介護	生活援助
20分未満 (中重度者対象)	170	—
20分以上 30分未満	254	—
30分以上 1時間未満	402	—
20分以上 45分未満	—	190
45分以上	—	235
緊急時訪問介護加算 (上記金額に加算)	100	
初回加算	200/月	

身体介護と生活援助を組み合わせた場合 (円/回)

身体介護 \ 生活援助	身体介護 20分未満	身体介護 30分以上 1時間未満
身体介護に引き続き生活援助を 20分以上	324	472
” 45分以上	394	542
” 70分以上	464	612
初回加算	200/月	

① 介護職員処遇改善加算として1月あたりの総単位数に4%を加算する。

② 利用者の生活機能向上を図る為、リハビリテーション専門職と共同し訪問介護計画を作成した場合、生活機能向上連携加算を1月につき100円加算する。

(2) 介護予防訪問介護 (円/月)

サービス内容	区 分	介護度	利用料
週1回程度の利用が必要	介護予防訪問介護費 (I)	要支援 1・2	1,220
週2回程度の利用が必要	介護予防訪問介護費 (II)	要支援 1・2	2,440
(II)を超える利用が必要	介護予防訪問介護費 (III)	要支援 2	3,870
初回加算	200/月		

① 介護職員処遇改善加算として1月あたりの利用料に4%を加算する。

② 利用者の生活機能向上を図る為、リハビリテーション専門職と共同し介護予防訪問介護計画を作成した場合、生活機能向上連携加算を1月につき100円加算する。

(3) 利用料の納入方法

口座振替 (指定金融機関) と指定振込用紙による振込の2種類とする。なお、サービス利用料金を滞納した場合は利用契約を解除する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、ホームヘルプサービスを実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告をしなければならない。また、事前に利用者又はその家族とともに確認した緊急連絡網を必ず利用者の自宅ファイルに添付しておくものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、高山地域、一之宮地域 (段、奥地区を除く)、清見地域 (三日町周辺区域)、丹生川地域 (町方周辺区域)、国府地域 (三川周辺区域) とする。

(その他、運営に関する重要事項)

- 第9条 事業所の職員は、正当な理由なく職務上知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 職員であったものに、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を伝えなければならない。
 - 3 当事業所では、利用者及び家族の個人情報保護に積極的に取り組み、よりよいサービスの提供等本来の利用目的を超えて個人情報の利用はしない。
 - 4 事業所は、職員の質的向上をはかるための研修の機会を確保することとする。
 - 5 事業所は、設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行い、会計は他の会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日までを会計単位とする。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録も整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 6 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 - 7 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
 - 8 事業所は見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
 - 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人清徳会と指定事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。